



公益社団法人  
全国老人保健施設協会

## 全老健会員さま向け

# 業務継続計画（BCP）策定支援研修

自然災害編

2022年3月

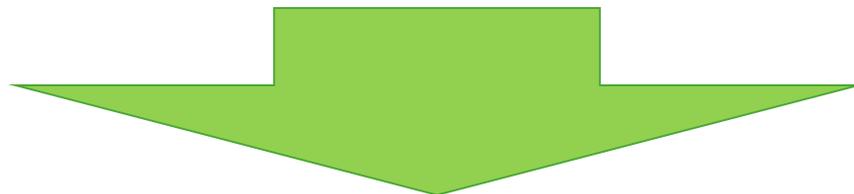
MS&ADインターリスク総研株式会社  
リスクマネジメント第四部 医療福祉マーケットグループ



## 本研修動画のねらい

---

**BCPとはなにか、理解していただく  
BCP作成の必要性を認識していただく**



**自施設のBCP策定に繋げていただく**

# 本動画の内容

---

はじめに

1. 老健施設における自然災害BCPとは？
2. 老健施設における自然災害BCP作成のポイント〈平常時の対応〉
3. 老健施設における自然災害BCP作成のポイント〈緊急時の対応〉

おわりに

# 1. 老健施設における自然災害BCPとは？

\* 本資料は厚生労働省老健局から公表された、

「**介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン**」（令和3年12月）の内容を  
基に要点を整理したものです。



# 1

## 老健施設における自然災害BCPとは？

もし、地震が発生したら…

影響の例：ライフラインの停止

電気 ×

- 夜だと暗くて何も見えない
- 機器類が止まってケアができない
- 空調が止まって寒い（暑い）
- エレベーターが使えない など

ガス ×

- 食事が作れない
- 入浴できない など

上下水道 ×

- トイレが使えない
- 入浴できない
- 食事が作れない
- 洗濯できない など

通信 ×

- 医療機関へ連絡できない
- 行政へ連絡できない
- 家族へ連絡できない など

事前準備が  
検討されていないければ

- …備蓄が不足し食料がすぐに底をつく
- …代替施設が決まらず屋外で過ごす
- …不衛生な状態が続く など



発災時の対応が  
検討されていないければ

- …命や生活を守ることができない
- …安全な避難ができない
- …職員を速やかに招集できない
- …関係機関との連携ができない など

**サービスを停止できない！！**

(サービス継続を期待されている)

# 1

## 老健施設における自然災害BCPとは？

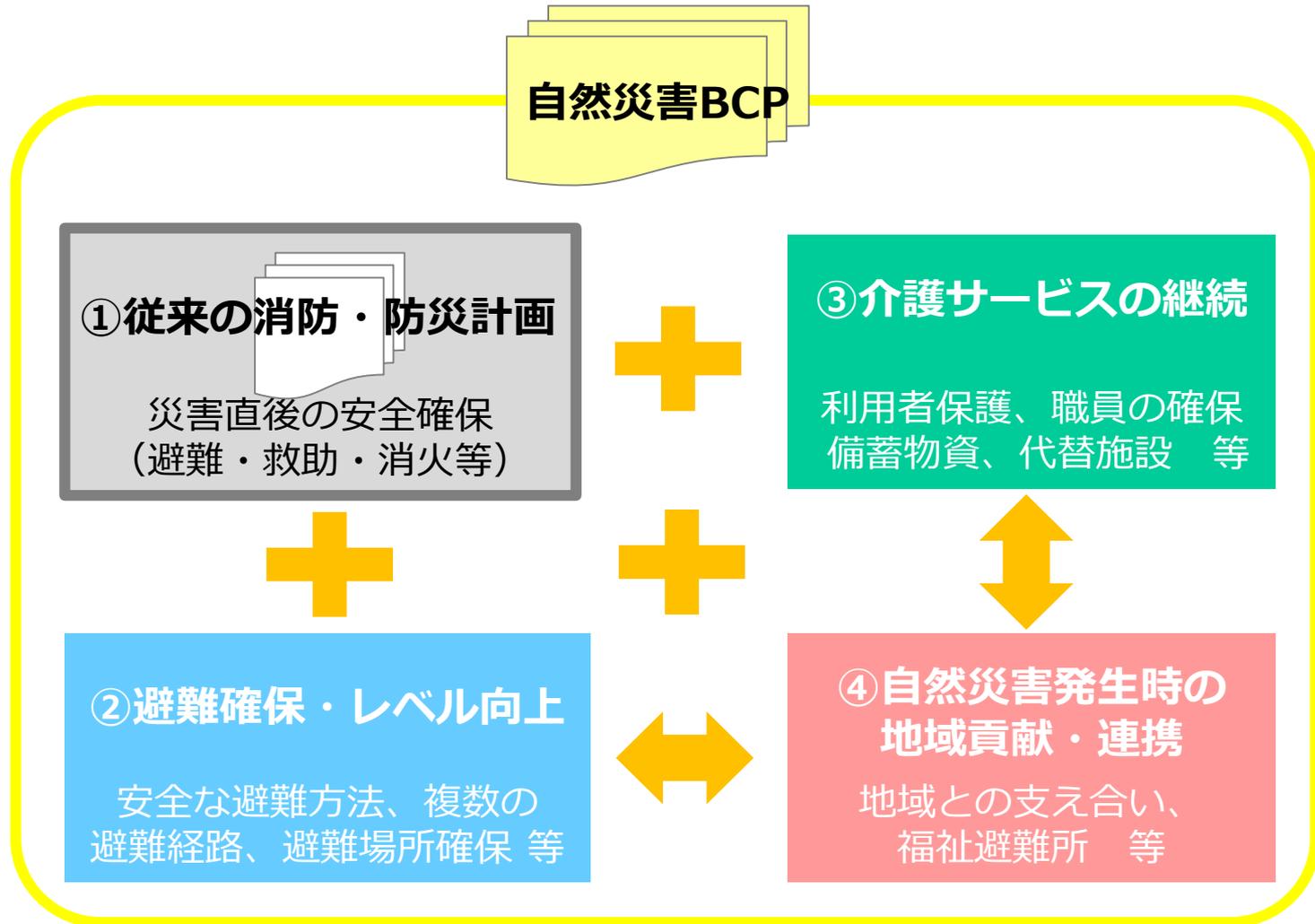
### 防災計画と自然災害BCPの関係①

	防災計画	BCP
主な目的	<ul style="list-style-type: none"><li>・身体、生命の安全確保</li><li>・物的被害の軽減</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・身体、生命の安全確保に加え、優先的に継続、復旧すべき重要業務の継続または早期復旧</li></ul>
考慮すべき事象	<ul style="list-style-type: none"><li>・拠点がある地域で発生することが想定される災害</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・自社の事業中断の原因となり得るあらゆる発生事象</li></ul>
重要視される事象	<ul style="list-style-type: none"><li>・以下を最小限にすること<ul style="list-style-type: none"><li>➢ 「死傷者数」</li><li>➢ 「損害額」</li></ul></li><li>・従業員等の安否を確認し、被害者を救助・支援すること</li><li>・被害を受けた拠点を早期復旧すること</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・左記に加え、以下を含む<ul style="list-style-type: none"><li>➢ 重要業務の目標復旧期間・目標復旧レベルを達成すること</li><li>➢ 経営及び利害関係者への影響を許容範囲内に抑えること</li><li>➢ 利益を確保し企業として生き残ること</li></ul></li></ul>
活動、対策の検討範囲	<ul style="list-style-type: none"><li>・自社の拠点ごと</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・全社的（拠点横断的）</li><li>・依存関係にある主体（委託先、調達先、供給先）</li></ul>

# 1

## 老健施設における自然災害BCPとは？

### 防災計画と自然災害BCPの関係②



出典：（一社）福祉防災コミュニティ協会作成を一部修正

# ● 自然災害（地震・水害等）BCPの全体像と作成のポイント

< 1 > 正確な情報集約と判断ができる体制を構築

< 2 > 自然災害対策を「事前の対策」と「被災時の対策」に分けて、同時にその対策を準備

< 3 > 業務の優先順位の整理

< 4 > 計画を実行できるように普段からの周知・研修・訓練

## 体制の構築 (誰が、何をするか)

### 1. 総論

#### (1) 基本方針

#### (2) 推進体制

#### (3) リスクの把握

- ①ハザードマップなどの確認
- ②被災想定

#### (4) 優先業務の選定

- ①優先する事業
- ②優先する業務

#### (5) 研修・訓練の実施 BCPの検証・見直し

- ①研修・訓練の実施
- ②BCPの検証・見直し

## 事前の対策 (今なにをしておくか)

### 2. 平常時の対応

#### (1) 建物・設備の安全対策

- ①人が常駐する場所の耐震措置
- ②設備の耐震措置
- ③水害対策

#### (2) 電気が止まった場合の対策

- ①自家発電機が設置されていない場合
- ②自家発電機が設置されている場合

#### (3) ガスが止まった場合の対策

#### (4) 水道が止まった場合の対策

- ①飲料水
- ②生活用水

#### (5) 通信が麻痺した場合の対策

#### (6) システムが停止した場合の 対策

#### (7) 衛生面（トイレ等）の対策

- ①トイレ対策
- ②汚物対策

#### (8) 必要品の備蓄

- ①在庫量、必要量の確認

#### (9) 資金手当て

## 被災時の対応 (どう行動するか)

### 3. 緊急時の対応

#### (1) BCP発動基準

#### (2) 行動基準

#### (3) 対応体制

#### (4) 対応拠点

#### (5) 安否確認

- ①利用者の安否確認
- ②職員の安否確認

#### (6) 職員の参集基準

#### (7) 施設内外での 避難場所・避難方法

#### (8) 重要業務の継続

#### (9) 職員の管理

- ①休憩・宿泊場所
- ②勤務シフト

#### (10) 復旧対応

- ①破損個所の確認
- ②業者連絡先一覧の整備
- ③情報発信

### 4. 他施設との連携

#### (1) 連携体制の構築

- ①連携先との協議
- ②連携協定書の締結
- ③地域のネットワーク等の  
構築・参画

#### (2) 連携対応

- ①事前準備
- ②入所者・利用者情報の整理
- ③共同訓練

### 5. 地域との連携

#### (1) 被災時の職員派遣

#### (2) 福祉避難所の運営

- ①福祉避難所の指定
- ②福祉避難所開設の事前準備

# 1

## 老健施設における自然災害BCPとは？

### BCPの構成

#### 1. 事前の対策

自然災害発生前

今、何をしておくべきか



#### 2. 被災時の対策

自然災害発生後

どう行動したらよいか

= 最悪の事態に備える

#### (参考) 活用できるツール

BCPには基本の型があります。  
厚生労働省HPで公開されている  
ガイドライン、ひな形などを  
有効活用しましょう。



(厚生労働省掲載HP)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/taisakumatome\\_13635.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html)

## 2. 老健施設における自然災害BCP作成のポイント ＜平常時の対応＞ ・ライフラインが停止した場合の対策

\* 本資料は厚生労働省老健局から公表された、

「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」（令和3年12月）の内容を  
基に要点を整理したものです。



# 2

## 老健施設における自然災害BCP作成のポイント<平常時の対応>

### お伝えする項目

#### 事前準備

##### 1. 総論

- (1) 基本方針
- (2) 推進体制
- (3) リスクの把握
- (4) 優先業務の選定
- (5) 研修・訓練の実施  
BCPの検証・見直し

##### 2. 平常時の対応

- (1) 建物・設備の安全対策
- (2) 電気が止まった場合の対策
- (3) ガスが止まった場合の対策
- (4) 水道が止まった場合の対策
- (5) 通信が麻痺した場合の対策
- (6) システムが停止した場合の  
対策
- (7) 衛生面（トイレ等）の対策
- (8) 必要品の備蓄
- (9) 資金手当て

#### 発生後の対応

##### 3. 緊急時の対応

- (1) BCP発動基準
- (2) 行動基準
- (3) 対応体制
- (4) 対応拠点
- (5) 安否確認
- (6) 職員の参集基準
- (7) 施設内外での  
避難場所・避難方法
- (8) 重要業務の継続
- (9) 職員の管理
- (10) 復旧対応
- 【通所系・固有事項】
- 【訪問系・固有事項】
- 【居宅介護支援事業・固有事項】

##### 4. 他施設との連携

- (1) 連携体制の構築
- (2) 連携対応

##### 5. 地域との連携

- (1) 被災時の職員派遣
- (2) 福祉避難所の運営

出典：厚労省「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」

## 2. (2) 電気が止まった場合の対策

ガイドライン 13ページ

ひな形 7ページ

## □ 電力の確保・代替方法を検討する。

## ① 電力設備の導入を検討する

## 稼働が必要な設備

医療機器  
情報機器(TV等)  
冷暖房器具 など

## 電力設備

自家発電機  
蓄電池  
電気自動車 など

## 確保手段

購入  
レンタル  
リース など

\* コストだけでなく、保守・管理業務も含めて、自施設に適した対策を検討しましょう。

\* 発災時に使用できるよう、訓練が重要です！

## ② 電力設備がある場合、運用ルールを検討する

## 電力設備の能力

使用可能なワット数  
稼働時間 など

## 稼働させる設備の優先度

医療機器  
情報機器  
冷暖房器具 など

\* 延長コードや電源タップも合わせて備蓄しておきましょう。

## 2. (2) 電気が止まった場合の対策

ガイドライン 13ページ

ひな形 7ページ

□ 電力の確保・代替方法を検討する。

## ③ 代替設備がない場合

- ✓ 電気なしで使える代替品（乾電池、手動で稼働するもの）の準備  
例）暖をとるための対策：石油ストーブ、毛布、カイロ、防寒具などの備蓄  
明かりを確保するための対策：懐中電灯、ランタンなどの備蓄
- ✓ 電気なしでの業務継続方法の検討

**EVの活用**  
(電気自動車)

- 走る蓄電器 = 災害時の非常用電源

例) スマホの充電、照明設備に活用



# 2

## 老健施設における自然災害BCP作成のポイント<平常時の対応>

### 2. (3) ガスが止まった場合の対策

ガイドライン 13ページ

ひな形 8ページ

□ ガスの代替方法を検討する。

稼働させるべき 主な設備	代替策	
	電気が使用可能な場合	電気も使用不可な場合
暖房機器	エアコン 電気ストーブ 電気毛布 など	毛布、湯たんぽ 使い捨てカイロ 灯油ストーブ など
調理器具	電気調理器具 など	カセットコンロ ホットプレート 五徳コンロ など
給湯設備		入浴は中止し、ウェットタオルなどで清拭

\* 代替器具の利用を検討する際は、火災やガスによる事故のリスク対策も重要です！

## 2. (4) 水道が止まった場合の対策

ガイドライン 13ページ

ひな形 8ページ

□ 「飲料水」「生活用水」、それぞれの「確保策」「削減策」を検討する。

## ① 飲料水

## 確保策

- ✓ 備蓄：消費期限に注意
- ✓ 給水車による補給に備え、ポリタンクなどの容器も用意しておく など



## 削減策

- ✓ 基本的に削減すべきではないが、健康面に配慮しながら計画的に提供する
- ✓ (参考：一般成人の一日の必要摂取量**1.5~3リットル**程度)

## ② 生活用水

## 確保策

- ✓ 備蓄：貯水槽、浴槽などを活用し容量を把握しておく
- ✓ 井戸水の活用も有効
- ✓ 給水車による補給に備え、ポリタンクなどの容器も用意しておく など



## 削減策

- ✓ 食事：使い捨て食器の使用、ラップの活用
- ✓ 入浴：清拭の検討

## 2. (5) 通信が止まった場合の対策

ガイドライン 14ページ

ひな形 9ページ

## □ 通信手段、運用ルールを検討する。

## ① 通信手段を複数用意する

例) 携帯電話、携帯メール、PCメール、SNS

災害伝言ダイヤル171、衛星電話、MCA(マルチチャンネルアクセス)無線 など

## &lt;参考:171とweb171&gt;

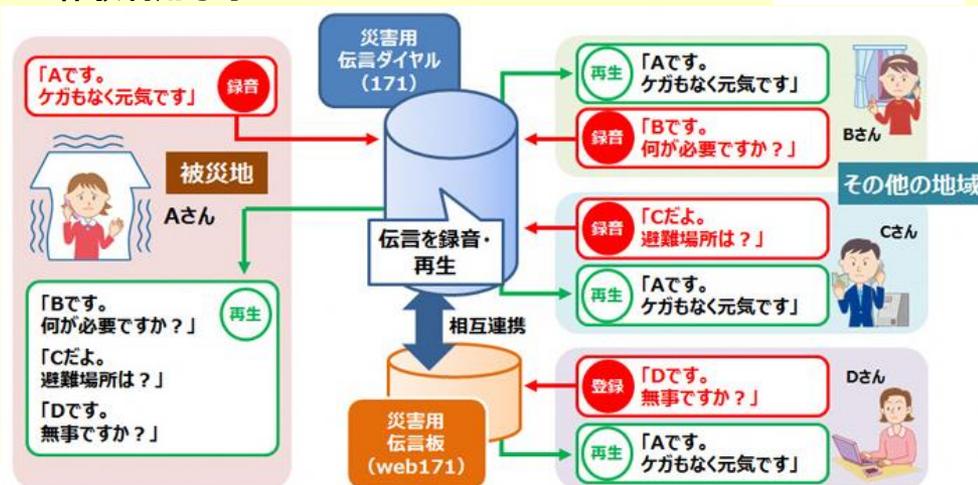
NTT西日本 <https://www.ntt-west.co.jp/dengon/>

- ・ 注意:伝言の蓄積件数や保存期間には制限がある。
- ・ 体験利用も可



## &lt;参考:LINE&gt;

災害時に役立つLINEの活用方法

<http://official-blog.line.me/ja/archives/54801265.html>


## 2. (5) 通信が止まった場合の対策

ガイドライン 14ページ

ひな形 9ページ

□ 通信手段、運用ルールを検討する。

## ② 運用ルールを検討する

記載例1) 勤務外職員の安否確認

- ✓ 県内で震度5強以上を確認した場合、勤務外の職員は、1時間以内に（LINE WORKS）で、施設に自身の安否情報を報告する。
- ✓ 報告する事項は次の2点である。
  - （自身・家族が無事か）
  - （出勤可能か）

記載例2) 利用者家族への連絡

- ✓ 施設で震度6弱以上を確認した場合、勤務リーダーの指示で、（災害用伝言ダイヤル171）で、利用者家族に被災状況を報告する。
- ✓ 報告する事項は次の2点である。
  - （利用者の安否（滞在場所含む））
  - （施設の被災状況、当面の対応）

\* 使用方法については必ず訓練を行いましょ！

## 2. (6) トイレが使用できなくなった場合の対策

ガイドライン 15ページ

ひな形 10ページ

- 「利用者」「職員」、両方の対策を検討する。

利用者	職員
<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 簡易トイレの設置</li> <li>✓ 生理用品の備蓄も必要</li> <li>✓ 一時的におむつを活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 簡易トイレ、仮設トイレの設置</li> <li>✓ 生理用品の備蓄も必要</li> </ul>

＜参考：NPO日本トイレ研究所＞

災害用トイレガイド

<https://www.toilet.or.jp/toilet-guide/product/list.html>



- 汚物の一時保管方法を検討する。

- ✓ 消臭固化剤を使用すると「燃えるゴミ」として廃棄が可能
- ✓ ビニール袋などに入れて密閉し、利用者が触れることのない場所へ保管
- ✓ 敷地内に埋めると、穴掘り作業やその後の消毒作業が必要となるので注意

# 2

## 老健施設における自然災害BCP作成のポイント<平常時の対応>

### BCPに掲載する際の視点

(**停電**対策の例)

#### 1. 事前準備

#### 2. 発生後の対応

When (いつ)	偶数月1回第1月曜日	発災後、利用者・職員の安否確認、報告、施設内の安全が確保された後	
Who (誰が)	事務職員、当日勤務中の職員	現場職員	事務職員
Where (どこで)	備蓄倉庫	各病室 各スタッフステーション	2階ホール
What (何を)	電気設備（懐中電灯、ランタン、自家発電機、延長コード類）	懐中電灯 ランタン	自家発電機 延長コード類
How (どのように)	懐中電灯、ランタン：点灯確認 延長コード、電源プラグ：実際に使用し点検する 自家発電機：当日の勤務中の職員で実際に稼働させる	各部屋に懐中電灯を配布 各階スタッフステーションにランタンを配布	医療器具の稼働、連絡用携帯電話を充電する
Why (なぜ)	被災時、いつでも、誰でも使用可能な状態に保つため。	明かりを確保し、安全に業務を行うため利用者の生命維持に必要な器具から優先して稼働させるため	

## <まとめ> ライフラインが停止した場合の対策

被災想定とライフライン停止時の対応を検討する

対応に必要な備えを、  
誰が、いつ、どのように準備・管理するか検討する

整理し、記載する

**BCP**

### 3. 老健施設における自然災害BCP作成のポイント ＜緊急時の対応＞ ・職員の参集基準と重要業務の選定

\* 本資料は厚生労働省老健局から公表された、

「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」（令和3年12月）の内容を  
基に要点を整理したものです。



# 3

## 老健施設における自然災害BCP作成のポイント<緊急時の対応>

### お伝えする項目

#### 事前準備

##### 1. 総論

(1) 基本方針

(2) 推進体制

(3) リスクの把握

(4) 優先業務の選定

(5) 研修・訓練の実施  
BCPの検証・見直し

##### 2. 平常時の対応

(1) 建物・設備の安全対策

(2) 電気が止まった場合の対策

(3) ガスが止まった場合の対策

(4) 水道が止まった場合の対策

(5) 通信が麻痺した場合の対策

(6) システムが停止した場合の  
対策

(7) 衛生面（トイレ等）の対策

(8) 必要品の備蓄

(9) 資金手当て

#### 発生後の対応

##### 3. 緊急時の対応

(1) BCP発動基準

(2) 行動基準

(3) 対応体制

(4) 対応拠点

(5) 安否確認

(6) 職員の参集基準

(7) 施設内外での  
避難場所・避難方法

(8) 重要業務の継続

(9) 職員の管理

(10) 復旧対応

【通所系サービス固有事項】

【訪問系サービス固有事項】

【居宅介護支援サービス固有事項】

##### 4. 他施設との連携

(1) 連携体制の構築

(2) 連携対応

##### 5. 地域との連携

(1) 被災時の職員派遣

(2) 福祉避難所の運営

## 3. (6) 職員の参集基準

ガイドライン 20ページ

ひな形 15ページ

□ サービスの担い手である職員の発災時の参集基準を検討し、記載する。

## ① 職員の参集基準設定のポイント

- ✓ 災害時は通信網の麻痺などにより、施設から職員への連絡が困難になるため、災害時に通勤可能か、また災害時の通勤所要時間等も考慮しつつ、職員が自動参集するよう予めルールを決め、周知しておく。
- ✓ 24 時間ケアを行う必要がある老健施設は、災害が「日中に発生した場合」と「夜間に発生した場合」に分けて自動参集基準を定めるとよい。  
その際、利用者の安否確認が速やかに行われるよう担当を決めておく。
- ✓ 災害時の移動は原則「徒歩」であり、道路の陥没や橋梁の落下などにより、迂回ルートを取る必要性などから移動速度は「2.5キロメートル毎時」が目安。  
(平常時は4キロメートル毎時)。  
例) 地図を活用し、被災時に徒歩で参集可能な職員数を確認しておく。  
(出勤者情報の客観的把握)

# 3

## 老健施設における自然災害BCP作成のポイント<緊急時の対応>

### 3. (6) 職員の参集基準

ガイドライン 20ページ

ひな形 15ページ

#### ② 自動参集基準設定の例

##### □ 地震の場合

役職	震度6弱以上	震度5強・弱	震度4以下
管理者 施設長・事務長	連絡がなくても出勤	連絡がなくても出勤し 必要があれば職員に 出勤指示	職員に連絡を取り 必要と判断すれば出勤
防火管理者・ 看護主任	指示・連絡がなくて も出勤	指示・連絡がなくて も出勤	施設内に異常があり 施設から連絡があれば出勤
一般職員	指示・連絡がなくて も出勤	管理者からの指示に よる出勤	管理者からの指示に よる出勤

# 3

## 老健施設における自然災害BCP作成のポイント<緊急時の対応>

### 3. (6) 職員の参集基準

ガイドライン 20ページ

ひな形 15ページ

#### ③ 出勤者情報の客観的把握のイメージ

記載例)

参集予定職員数

20人



## 3. (6) 職員の参集基準

ガイドライン 20ページ

ひな形 15ページ

④ 自動参集基準の**対象外**も検討しておくことも重要

- 「参集しなくてよい状況」を明確に定め、職員を危険にさらしたり、参集すべきか板挟みで苦しませたりすることのないように配慮することも重要です。

記載例) 以下のような状況の場合は、無理に出勤する必要はないものとする。

- ✓ 1. 職員自身もしくは家族が負傷した場合
- ✓ 2. 自宅建物が被災した場合
- ✓ 3. 通勤に危険が伴う場合 など

**労働契約法第5条**（使用者の安全配慮義務）

「使用者は、労働契約に伴い、労働者その生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をするものとする。」

## ＜東日本大震災での事例＞

- ・自身が負傷したり、家族が行方不明であったりしても、参集した使命感の強い職員が多数いました。しかし、一歩間違えば危険な状況も多数あったようです。

# 3

## 老健施設における自然災害BCP作成のポイント<緊急時の対応>

### 3. (8) 重要業務の継続

ガイドライン 21ページ

ひな形 16ページ

□ 災害時の重要業務の継続方法を検討する。

**重要業務** = 被災時の厳しい状況でも、利用者の生命・健康を維持するために必ず実施しなければならない最低限の業務

#### ■ 考え方の例 ■

##### 【ステップ1】

###### 通常時の業務把握

事前に通常業務に必要な職員数の把握  
(朝・昼・夕・夜間)



##### 【ステップ2】

###### 出勤者数の把握

災害時に徒歩●時間程度で参集可能な職員数の把握など



##### 【ステップ3】

###### 重要業務の選定

利用者の生命を守るため業務を最優先

\* インフラ停止、職員不足、災害時の特有業務（避難誘導・安全確認）の発生などの理由から業務量が増大されることが想定される。

# 3

## 老健施設における自然災害BCP作成のポイント<緊急時の対応>

### 3. (8) 重要業務の継続

1. 総則 (4) 優先業務の選定

#### 【ステップ1】 日常業務の棚卸し

ガイドライン 11ページ

ひな形 4ページ

#### ① 通常時の業務把握

**優先業務** = 複数の業務からどの業務を優先するか、検討しておく。

(通常時の業務把握の例)

優先業務	必要な職員数			
	朝	昼	夕	夜間
与薬介助	人	人	人	人
排泄介助	人	人	人	人
食事介助	人	人	人	人
入浴介助	人	人	人	人
.....	人	人	人	人

# 3

## 老健施設における自然災害BCP作成のポイント<緊急時の対応>

### 3. (8) 重要業務の継続

### 3. (6) 職員の参集基準

ガイドライン 21ページ

ひな形 15ページ

### 【ステップ2】出勤者情報の客観的把握

### ② 災害時に参集可能な職員数の把握

(出勤者数把握の例) ※2.5kmを徒歩1時間とした場合

時間 (以内)	職員の自宅距離	職員数	累計出勤率 (想定)	職種内訳			
				介護	看護	事務	医師
1	2.5km未満	52	43.3%	35人	7人	10人	0人
2	2.5km以上~5km未満	28	66.6%	15人	6人	7人	0人
3	5km以上~7.5km未満	11	75.8%	8人	2人	1人	0人
4	7.5km以上~10km未満	9	83.3%	6人	2人	1人	0人
5	10km以上	20	100%	17人	1人	1人	1人
	合計	120	-	81人	18人	20人	1人

# 3

## 老健施設における自然災害BCP作成のポイント<緊急時の対応>

### 3. (8) 重要業務の継続

ガイドライン 21ページ

- 被災時の厳しい状況でも、利用者の生命・健康を維持するために必ず実施しなければならない最低限の業務を「重要業務」として選定する。

#### ③ 重要業務の選定

##### 重要業務

- ✓ 医療的ケア
- ✓ 水分補給
- ✓ 利用者の身体状況に応じたトリアージなど



##### 削減業務

- ✓ 食事：休止、備蓄品の活用、栄養補助食品、簡易食品
- ✓ 入浴：清拭の検討
- ✓ 排泄：おむつ着用 など

#### ④ 重要業務の継続の考え方

ライフラインの有無



職員の出勤率



備蓄品の在庫量

\* 被害想定と職員の出勤率と合わせて時系列で検討しておく整理しやすい。

# 3

## 老健施設における自然災害BCP作成のポイント<緊急時の対応>

### 3. (8) 重要業務の継続

ガイドライン 22ページ

#### 【ステップ3】業務の優先順位の整理

<検討例>

出勤率	出勤率30% (●名)	出勤率50% (●名)	出勤率70% (●名)	出勤率90% (●名)
在庫量	100%	90%	70%	30%
ライフライン	停電、断水	停電、断水	断水	復旧
業務の基準	生命を守るため 必要最低限	食事、排泄中心 その他は減少・休止	(ほぼ通常 一部減少・休止	(ほぼ通常
医療的ケア	生命保持のため 最優先	生命保持のため 最優先	生命保持のため 最優先	(ほぼ通常
食事介助	休止	必要な方に 時間を限定して介助	必要な方に介助	(ほぼ通常
排泄介助	おむつ着用	必要な方に介助	必要な方に介助	(ほぼ通常
入浴介助	週2回清拭	週2回清拭、 あるいはシャワー浴	頻度を増やし清拭、 あるいはシャワー浴	(ほぼ通常

# 3

## 老健施設における自然災害BCP作成のポイント<緊急時の対応>

### ◆ 個人ワーク 業務の優先順位の整理 ⇒ 重要業務の継続



施設内で協議を

<検討例>

出勤率	出勤率30% ( 名)	出勤率50% ( 名)	出勤率70% ( 名)	出勤率90% ( 名)
在庫量				
ライフライン				
業務の基準				
医療的ケア				
食事介助				
排泄介助				
入浴介助				

## <まとめ> 重要業務の継続のために

通常時の業務内容を  
活動場面に応じて**把握**しておく

緊急時に参集可能な職員数を**把握**しておく

不足する資源を前提に、優先すべき業務の  
継続方法を「重要業務」として整理し、**記載**する

**BCP**

＜まとめ＞ 自然災害BCP作成のポイント

平常時の対応

ライフラインが停止した場合の対策  
(電気・ガス・水道・通信・トイレ)

緊急時の対応

職員の参集と重要業務の継続  
(出勤者情報の客観的把握)

BCP

老健施設として求められる役割

利用者の安全確保

サービスの継続

職員の安全確保

地域への貢献

## 1. **作成**まずは書いてみましょう！

大事なことは、初めから立派なBCPを作ろうとしないこと

## 2. **研修**で、職員への周知・ベクトル合わせを実践すること！

大事なことは、BCPを作りっ放しにしないこと

## 3. **訓練（シミュレーション）**を定期的 to 実施すること！

大事なことは、課題の洗い出しと見直しを継続していくこと

**利用者や職員を守るのは皆さんです！！**

**できることから始めましょう！！**

**BCP義務化は令和6年4月からです。**

**あわてず！急いで！正確に！準備しましょう！**

# 研修動画のご案内

## 介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修

厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare

ひと、くらし、みらいのために

ホーム

本文へ ▶ お問い合わせ窓口 ▶ よくある御質問 ▶ サイトマップ ▶ 国民参加の場

カスタム検索

検索

テーマ別に探す 報道・広報 政策について 厚生労働省について 統計情報・白書 所管の法令等 申請・募集・情報公開



ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 介護・高齢者福祉 > 介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修

### 介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修

感染症や自然災害が発生した場合であっても、介護サービスが安定的・継続的に提供されることが重要であることから、介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）の作成を支援するために、研修動画を掲載しましたので是非ご覧ください。

ガイドライン・ひな形のダウンロードは[こちら](#)

#### 研修動画の構成

総論	新型コロナウイルス感染症編	自然災害編
<a href="#">1：BCPとは</a>	<a href="#">2：共通事項</a> <a href="#">3：入所系</a> <a href="#">4：通所系</a> <a href="#">5：訪問系</a>	<a href="#">6：共通事項（概要編）</a> <a href="#">7：共通事項</a> <a href="#">8：通所サービス固有事項</a> <a href="#">9：訪問サービス固有事項</a> <a href="#">10：居宅介護支援サービス固有事項</a>

※項目をクリックするとページ内の動画に移動します。

<介護サービス類型毎の対象項目>

- ・入所系サービス：1，2，3，（6），7
- ・通所系サービス：1，2，4，（6），7，8

ご自身の施設の介護サービス類型に合った項目を確認いただき、ご視聴ください。

政策について

分野別の政策一覧

- 健康・医療
- 子ども・子育て
- 福祉・介護
  - 障害者福祉
  - 生活保護・福祉一般
  - 介護・高齢者福祉
  - 雇用・労働
  - 年金
  - 他分野の取り組み

※本資料二次利用、転記・転写、SNSへの投稿厳禁

**MS&AD**

## MS&ADインシュアランスグループ

**MS&ADインターリスク総研株式会社**  
**リスクマネジメント第四部**  
**医療福祉マーケットグループ**

〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町2-105 ワテラスアネックス  
Tel : 03-5296-8976 / Fax : 03-5296-8941